

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、より透明性の高い効率的な経営組織の運営とコンプライアンス体制を通してコーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが最重要課題と考えております。このため引続き内部監査の充実による経営の適法性、妥当性のチェックと、社内研修により企業倫理と法令遵守の徹底を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

現時点では、機関投資家の割合も少なく、海外投資家はほとんどいないため、招集通知の英訳や議決権の電子行使は行っていません。ただし、今後も当該比率の動向を注視して、検討したいと考えております。

【原則1-4】

(1) 政策目的の保有株式については、営業手段のひとつとした取引先との関係強化、財務政策、配当金収入、当社の健全な経営に役立つこと等を総合的に勘案して決定しております。したがって、保有する意義や中長期的な経済的合理性が認められない場合には、原則として売却し、縮減を図る基本方針のもと、毎年保有の判断を見直します。

(2) 保有株式の将来的な見直しについては、毎年取締役会で検証を行うこととしております。ただし、個別銘柄ごとの保有の適否に関する具体的な検証内容は、現時点では開示していません。

(3) 政策保有株式に係る議決権の行使については、個々の発行会社の状況等に応じて、その議案が当社の保有方針と適合し、発行会社の健全な経営に役立つことなどを総合的に勘案して行っております。

【原則1-5】

現時点では、当社の経営に賛同されている安定株主の割合が非常に高く、買収防衛策導入は行っていません。

【補充原則3-1-2】

海外投資家がほとんどいないため、英語での情報開示・提供は行っていません。ただし、今後の海外投資家比率を注視して、その動向に合わせた対応をしたいと考えております。

【補充原則3-1-3】

当社は、取締役会においてサステナビリティをめぐる取組みについて基本方針を策定し、2022年3月に東京証券取引所に開示いたしました。また、「脱炭素社会」に向けた取組みとして、2022年5月に「SBT認定」を取得したため、2030年のCO2排出量を2018年比で30%以上削減できるように取組んでおります。さらに、社内だけでなくお取引様やサプライヤーの皆様のご理解を得ながら一層人権の尊重に取り組むべく、「アルメタックス株式会社人権方針」を策定し、2023年4月に東京証券取引所に開示いたしました。なお、人的資本や知的財産への投資等についても、社会に関する要素の重要性が指摘されている点を踏まえて開示することを検討しております。

【補充原則4-8-1】 【補充原則4-8-2】

独立社外取締役と監査役または監査役会は、その連携を目的に意見交換及び情報交換をするための連絡会議を開催しております。尚、「筆頭独立社外取締役」に関しては、今後の課題と致します。

【補充原則4-10-1】

当社の独立社外取締役は、取締役会の過半数には達しておらず、独立した指名委員会・報酬委員会も設置していません。

しかしながら、取締役会に独立社外取締役2名と社外監査役2名が出席しており、取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性を保っております。

【原則4-11】

取締役会については、4-11-1で開示しております。

当社の取締役会は、職歴や年齢を含む様々な要件により人員の選定を行っており、現在はジェンダーや国際性の面を含む人員は在籍していません。しかしながら、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきであると考えております。

当社監査役は、財務・会計に関する専門的な資格を有する者や経理・財務部等に勤務の経験のある者はありませんが、職務経験及びセミナーや研修会などの参加を通じて、一般的な会計に関する知識を有しております。

【補充原則5-2-1】

事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオについては、取締役会での議論の上、今後策定を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-7】

(1) 主要株主等(関連当事者)との取引を新たに開始する場合には、その取引が会社や株主共同の利益を害することがないよう検討しております。また、関連当事者との取引と取引条件及び取引条件の決定方針は、招集通知、決算短信及び有価証券報告書により開示しております。

招集通知: TDNETで開示

決算短信: TDNET及び当社ウェブサイト(<https://www.almetax.co.jp/>)で開示

有価証券報告書: EDINET及び当社ウェブサイトで開示

(2) 役員との競合取引及び役員との会社の取引は、会社や株主共同の利益を害することがないように、取締役会での審議・決議・報告を要することとしております。

【補充原則2-4-1】

当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等で特に制限は設けておらず、多様性の確保に取り組んでおります。そのうち、女性・中途採用者の管理職登用につきましては、従来よりその重要性を認識して積極的に取り組んでおり、現時点で合計42%の実績があります。一方で、当社の事業が国内に限られることから、現時点で外国人の管理職登用については実績がないものの国籍、性別等に囚われずその能力・成果に応じた人事評価を行うことを基本方針としており、当社の中核人材として、その比率が高まるよう人材育成および社内環境の整備に努めております。女性・外国人・中途採用者合計での具体的な目標設定は、主に女性管理職の比率を上げることで5年後47%、10年後50%としております。

【原則2-6】

当社では、確定給付型企業年金制度を導入しており、その積立金は、生命保険会社を通して、低リスク商品により運用することとしております。運用状況については、毎年保険会社より人事・総務部長等が複数名で説明を受けることでモニタリングを行い、年金財政の見直しを行っております。また、生命保険会社への委託により、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反は生じることなく適切に管理しています。

【原則3-1】

(1) 経営理念や経営戦略等を有価証券報告書、中間報告書で開示しております。

(2) コーポレートガバナンス・コードの原則をふまえたコーポレート・ガバナンスの基本方針をコーポレート・ガバナンス報告書等にて開示いたします。

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針は、本報告書等にて開示しております。監査役報酬等の決定に関する方針は、有価証券報告書にて開示しております。

(4) 社外取締役及び社外監査役については、会社法の定める基準に沿って選任することとしております。また、東京証券取引所が定める基準に沿って、独立性に問題がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、また代表者でもその意見には傾聴せざるをえない立場の独立役員を社外取締役及び社外監査役から確保することとしております。

社内の取締役・監査役の選任基準は、当社の持続的な利益成長と企業価値向上に貢献する資質を有していること、優れた見識・能力及び豊富な経験を有していることとあります。

社内の取締役・監査役の解任については、職務の執行にあたり、不正や重大な法令違反、定款違反等があった場合に解任を検討することとしております。

(5) 各取締役及び監査役の履歴、並びに社外取締役候補者及び社外監査役候補者の履歴及び選任理由を株主総会の招集通知にて開示しております。

招集通知: TDNETで開示

有価証券報告書: EDINET及び当社ウェブサイト(<https://www.almetax.co.jp/>)で開示

中間報告書: 当社ウェブサイトで開示

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会規程により、取締役会において、経営全般にわたる情報の共有化、法令または定款に規定するものの他、当社の重要事項の決定を行っております。また、それ以外の事項については、経営陣に委任しております。

そのうえで、業務執行の責任の明確化、それによる取締役会の業務執行に対する監督強化、並びに意思決定の迅速化による経営の効率化を目的として、執行役員制度を導入しております。また、執行役員規程により、執行役員の業務執行に対する委任の範囲を定めております。

【原則4-9】

当社では、会社法に定める社外取締役の要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任していません。

【補充原則4-11-1】

取締役の人数の上限は、定款で15名と定めております。また、取締役会全体の構成としては、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを策定いたしました。

また、株主総会招集通知の取締役選任議案にてこの内容を記載し、東京証券取引所及び当社webサイトにて開示いたしました。

【補充原則4-11-2】

取締役及び監査役の上場会社の役員の兼任状況は、招集通知で開示しております。また、社外取締役・社外監査役の兼任状況は、合理的な範囲にとどまっております。

招集通知: TDNETで開示

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性に関する分析・評価は、以下のとおりです。

2022年度は、取締役会を12回実施し、適切な議論を経て意思決定を行いました。

当社は、取締役(社外取締役を含む)を対象に自己評価のアンケートを実施し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。

1. 取締役会運営に関する自己評価アンケート項目

(各項目につき、「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」の5段階で評価)

・取締役会運営と議論に対する総合評価

・取締役会の構成は、議論・検討・迅速な意思決定を行うにあたり適切な人数か?

- ・取締役会の実施回数は十分足りているか？
- ・上程議案数は適当か？
- ・議案の説明は分かりやすいか？
- ・審議時間は適切か？（重要案件は時間をかける等）

2. 取締役会の実効性に関する分析・評価の結果

- ・自己評価項目のうち、総合評価は「やや良い」、個別項目では、5項目で「やや良い」との評価結果でした。この結果より、当社の取締役会において、経営上重要な事項の承認と業務執行の監督を適切に行うための実効性が、十分確保されていると判断しております。
- ・自己評価で抽出された課題については、今後の取締役会運営における検討課題とし、対応策の策定とその実行を進めてまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役に対して、当社の経営課題、財務・法令遵守等に関する必要な知識の習得を目的として、各種セミナーや交流会などに参加し、知識の習熟を図ることとしております。

【原則5-1】

- (1)当社では、管理部門担当役員がIR担当責任者となり、株主との建設的な対話に努めております。また、株主からの対話の対応者については、株主の希望も考慮の上で、インサイダー情報を除き、合理的な範囲で他の担当取締役が対応する場合もあります。
- (2)IR担当責任者は、経営管理部、経理・財務部、人事・総務部、その他関連部門との連携を行い、株主との面談に対応しております。
- (3)個別面談以外の株主との対話の手段として、投資家説明会等は現在行っておりませんが、電子メールによる問い合わせを受け付けており、適切な対応を行っております。
- (4)株主との対応で得た重要な情報については、必要に応じて他の経営幹部が認識できるように情報共有に努めております。
- (5)株主との対話に際しては、「インサイダー取引に関する社内規則」に基づき、インサイダー情報管理に留意しております。なお、IR担当責任者は情報管理責任者を兼任しており、情報の取り扱いには十分に配慮しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
積水ハウス株式会社	3,740,447	36.04
積水化学工業株式会社	703,910	6.78
アルメタックス従業員持株会	488,186	4.70
日本証券金融株式会社	275,900	2.66
遠山和子	150,000	1.45
上田八木短資株式会社	126,300	1.22
株式会社みずほ銀行	121,583	1.17
株式会社三菱UFJ銀行	121,574	1.17
J.P. MORGAN SECURITIES PLC	102,100	0.98
カネエム工業株式会社	100,000	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
濱岡 峰也	弁護士											
渡部 健	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西 一嘉		独立役員に指定しております。	当社が独立役員に指定した社外監査役は、独立性に問題がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。また、当社の事業に関係の深い建築工学の専門家としての学識経験のみならず、(社)日本建築学会代議員、常議員をはじめ複数の学会理事やNPO法人副代表として団体運営の会計監査の経験を有していることから、独立役員にふさわしいと判断して独立役員に指定しております。
佐野 俊之		独立役員に指定しております。	当社が独立役員に指定した社外監査役は、独立性に問題がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがありません。また、企業法務や企業会計の経験が豊富であり、安全品質保証やCSRに関する経験も有しており、独立役員にふさわしいと判断し、指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、経営指標の達成度合いに応じて算出された額を毎年一定の時期に支給する。業績連動報酬等の基準となる経営指標は当期の経常利益見込及び当期純利益見込を勘案して、目標値の達成度合いにより決定する。目標となる業績指標とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役を支払った報酬総額と監査役を支払った報酬総額に分けて記載。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、業績に対する取締役の責任を明確にしたうえで、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等による報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

3.業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、経営指標の達成度合いに応じて算出された額を毎年一定の時期に支給する。業績連動報酬等の基準となる経営指標は当期の経常利益見込及び当期純利益見込を勘案して、目標値の達成度合いにより決定する。目標となる業績指標とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

4.非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式とし、その内容等については以下のとおりとする。

株式報酬の内容

事前交付型譲渡制限付株式とし、事前に譲渡制限を付した株式を交付し、対象取締役が将来退任した後にこの譲渡制限を解除する。また、対象取締役は、この制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行または処分を受ける。

交付する株式の数の算定方法

交付のため発行又は処分する当社普通株式の総数は対象取締役について年40千株以内とし、株式報酬交付のため対象取締役に対して支給する金銭報酬総額は、年額10百万円以内とする。対象取締役各人に対する株式報酬の割当てについては、取締役会で別途定める「譲渡制限付株式報酬規程」において決定する。

報酬等を与える時期

毎年6月の取締役会において、対象取締役に対する株式の割当てを決定して、同年7月に交付する。

5.基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の割合

基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の割合については、業績や取締役報酬各個人の評価等を総合的に勘案のうえ、取締役会にて適宜決定する。なお、代表取締役と他の取締役による構成比の違いはない。

6.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績を踏まえた評価配分とする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役・社外監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、社外取締役・社外監査役の業務補助のためスタッフを置くことにしている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役5名のうち、2名が社外取締役であり、監査役3名のうち、2名は社外監査役であります。当社は執行役員制度を導入しており、取締役及び従業員からなる執行役員7名を選任しております。取締役及び取締役会は、執行役員の業務の執行を管理、監督しております。また、監査役制度採用会社であり、監査役会を設置しております。最高意思決定機関として取締役会を毎月1回以上開催し、経営全般にわたる情報の共有化、法令遵守の徹底を図っております。また同会には、監査役が出席して必要に応じて意見陳述を行い取締役の業務執行を常に監視できる体制をとっております。当社は監査室を設置し、人員4名を配置し書面及び聞き取りによる監査を実施し代表取締役に内容報告を行い、業務の適正化、内部監査機能の強化を図っております。また、その内容等について、監査後、公認会計士とも協議いたしております。弁護士事務所と顧問契約を締結し、常時法律上の相談、指導を受けるとともに適法性の助言をいただいております。会計監査人と、会社法及び金融商品取引法による監査契約を締結しております。当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、取締役会による業務執行の監督及び監視機能と、監査役会による監査機能を有しております。また、社外取締役のうち、濱岡峰也氏は、弁護士としての専門的見地に加え、社外役員を含む企業法務に関する豊富な経験を当社の経営体制の強化に活かしていただくため、渡部健氏は、公認会計士として大手企業で長年会計監査を務められた経験を持ち、企業の業務に精通しており、その知識と経験を当社の経営体制の強化に活かしていただくため選任しております。また、社外監査役は、公正な意見の表明を受け、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けるために選任しております。したがって、経営に対する監視機能の客観性ならびに中立性は十分に確保されているものと判断し、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主總會の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上の新着情報及び投資家情報において、有価証券報告書 決算短信 四半期開示(新着情報のみ)等の適時開示情報をリアルタイムにて掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	1)ISO14001認証を2002年7月に全事業所で取得した。2003年7月には山口工場ゼロエミッション(廃棄物の削減・再資源化)を達成したのに引き続き、2004年9月には滋賀工場、2005年3月には東北センター、同年12月には関東工場、2007年3月には静岡工場においてゼロエミッションを達成。 (2)大阪本社および東京支店では昨年5月1日から10月末まで、クールビズを実施。本年も実施する。 (3)グリーン設計、グリーン購買の積極的な活動の実施。 (4)従業員による各事業所周辺の清掃等を定期的に行っている。 (5)滋賀工場では琵琶湖の環境汚染防止のため、緊急事態発生時の水路や河川への油類の万一の流出事故に備えて、地域の企業・行政機関とともに地域並びに事業所周辺の水路図調査を実施している。 (6)お客様はじめ、取引先、株主、地域社会などステークホルダーから信頼と共感を得られるよう、役員・従業員の業務活動の指針として「倫理行動基準」を制定し、遵守している。 (7)環境保全および法令遵守のため、従業員を対象とした研修を実施している。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について下記のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて見直しを行い、その改善・充実を図るものとする。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令・定款を遵守するための倫理行動基準を制定し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。必要に応じて各担当部署において、規則、ガイドラインの策定と研修を行う。
- (2) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化する。
- (3) 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置く。
- (4) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (5) 法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する情報についての社内報告体制を整備し運用する。内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに透明性・公正性を維持した的確な対処の体制を整備することとする。
- (6) 監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書等に記録し、適切に保存、管理する。また、情報管理については、情報セキュリティや、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

- 製造・物流及び製品
- 販売・仕入
- 財務・経理

(2) リスク管理対象の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとする。
- (2) 取締役の決定に基づく業務執行については、組織分掌権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

5 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を要請した場合、監査役と協議の上、使用人を置く等しかるべき対応をとることとする。

6 上記5の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の人事については、事前に監査役の意見を聞くこととすると共に、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保することとする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に著しい影響を与える事項について監査役にその都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、稟議書その他業務に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

また、監査役は必要に応じて代表取締役と経営方針、対処すべき課題、監査上の課題等について意見交換を行うほか、会計監査人から財務に関

【適時開示体制概要図】

